

トピックス
コラムフィリピンにおける株式譲渡による買収の際の法的留意点
シンガポール新会社法解説(第6回)~株主総会~2016年
3月号

I. フィリピンにおける株式譲渡による買収の際の法的留意点

執筆者: 眞栄城大介

東南アジアで M&A を行うにあたっては、日本とは異なる各国独自の法制度を踏まえて行う必要があります。今回は、フィリピンにおける非上場会社の株式を株式譲渡により取得する際に実務上留意すべき同国の法制度をご紹介します。

1. 株式の払込金額及び株券

フィリピンの会社法上、株式の引受けに関して、払込未了株式(unpaid shares)という概念が存在します。日本の会社法では、株式を引き受ける場合には、その全額の払込みが必要であり、一部について払込みが行われなかった場合、その部分の株式は当然に失権することになりますが、フィリピンでは、株式を引き受ける場合、払込金額全額のうち少なくとも 25% について払込みを行えばよいとされています。払込金額の全額が払い込まれていない株式は unpaid shares とされ、引受契約において特定されている払込日が到来するか又は取締役会から払込みの要求がなされるまでの間は、株主は unpaid shares について全ての株主権を行使できるものとされています。この場合には、払込金額のうち 75% については払込みを行っていなかったとしても違法ではなく、実際にフィリピンの中小企業では、株主が引き受けた株式の一部の払込みが未だなされていないという状態は必ずしも珍しくないようです。

株式譲渡を行う際には、株券の引渡しが必要ですが、株券は、株式に関して全額の払い込みがなされた場合に発行されるものであり、unpaid shares について株券は発行できないものとされています。そのため、譲り受ける予定の株式について、払込金額全額の払込みがなされているかどうか、株券が発行されているかどうかを確認することが必要です。会社の登記記録と実態が乖離している場合も散見されますので、デュー・ディリジェンスにおいて株券、株主名簿や払込みの証憑等の資料を実際に確認することが重要です。

2. 外資規制に基づく株式保有比率規制及び最低資本金規制

日系企業が株式を取得する場合、外国投資法上のネガティブリストにおける外資比率の制限の適用を受けるかどうかの検討を

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

要しますが、この検討を行う際には、対象会社が行っている事業が参入規制の適用がある一定の業種に該当するかという観点に加えて、最低資本金に係る規制についても目を配る必要があります。たとえば、払込資本金額が 20 万 US ドル未満の国内市場向けの事業を行う会社の場合、外資比率の上限が 40%以下とされているため、このような会社の株式を 40%超取得しようとする場合には、事前に払込資本金額が 20 万 US ドル以上となるよう増資を行うことが求められます。

3. 取締役の株式保有義務及び居住要件

フィリピンの会社法上、会社の規模にかかわらず、取締役の人数は 5 名以上 15 名以下とするものと定められており、また各取締役は自らが取締役を務める会社の株式を最低 1 株保有しなければならないとされています。そのため、フィリピンの会社の株式取得のストラクチャリングを行う場合には、取締役が保有することとなる株式の数も考慮に入れる必要があります。なお、取締役の国籍要件は外資規制が適用される一部の場合を除いて原則としてありませんが、取締役のうち過半数はフィリピン居住者であることにも留意が必要です。

4. 株式譲渡の手続

フィリピンの会社法上、株式譲渡の効力を対外的に発生させるためには、株主名簿の登録が必要になります。株主名簿の登録は会社秘書役が行いますが、株主名簿登録に先だって、フィリピンの税務当局である Bureau of Internal Revenue(BIR)に対して印紙税及びキャピタルゲイン税の納付を行い、適正に納税が行われたことを証明する納税証明書(Tax Clearance Certificate)及び登録証明書(Certificate of Authorizing Registration)を取得して会社秘書役に提出することが求められます。BIR から納税証明書及び登録証明書を取得するための手続には、2~3 ヶ月(時期や BIR の所在する地域等によって異なり得ます)を要しますので、この手続期間中における売主と買主との権利関係をどのように株式譲渡契約に規定するか、株式譲渡代金の支払時期・方法をどのように設定するかといった点も実務上のポイントになります。



まえしろ だいすけ
眞栄城 大介

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士
d_maeshiro@jurists.co.jp

2007 年弁護士登録。アメリカの法律事務所での研修を経て現在はシンガポールオフィス勤務。東南アジアにおける M&A 案件、一般企業法務案件に広く携わる。

コラム シンガポール新会社法解説(第6回)～株主総会～

シンガポールの新会社法では、株主総会に関する事項のうち、主に、①委任状に基づく議決権の代理行使、②招集通知等の電子化、③投票要求の要件緩和、④書面決議を行える会社の範囲、⑤法令に基づく株主代表訴訟制度の対象範囲、について重要な改正がなされました。今回は、株主総会の基本的な事項の解説とともに、株主代表訴訟制度を除く、上記の改正点について、紹介いたします。

1. 株主総会の種類

株主総会の種類は、日本と同様に、定時株主総会と臨時株主総会があります。定時株主総会の開催は、原則として、毎年1回、かつ、前の株主総会から15ヶ月以内に開催しなければならないとされています。但し、非公開会社は、定時株主総会に、当該定時株主総会の遅くとも6ヶ月前(公開会社の場合は、遅くとも4ヶ月前)までに終了する会計年度の財務諸表を提出しなければならないという規定が存在していることに留意が必要になります。すなわち、例えば、12月末を会計年度の終了日とする非公開会社の場合、原則として、翌年の6月末までに定時株主総会を開催しなければならないことになります。

定時株主総会において行われるものとして、財務諸表の報告の他、会計監査人の選任、新株発行の一般授権、配当の決議があります。他方、臨時株主総会では、上記以外の株主総会決議事項を決議することができます。

2. 招集手続

株主総会は、原則として、取締役会が招集を決議し、議決権を有する株主及び会計監査人に対して、開催日から14日前(公開会社の場合で、特別決議を行う場合には21日前。公開会社の取締役の解任等の場合には28日前)¹までに通知を送付することにより招集します。今回の改正では、招集通知及び添付書類の送付方法について、定款の規定するウェブサイトへの掲載等の方法によって招集ができることになりました²。

株主総会の招集は、原則として、取締役会の決議に基づき招集されますが、10%以上の議決権を保有する1人又は複数の株主は会社に対して株主総会の招集を請求できるほか、発行済株式総数(自己株式を除く)の10%以上を保有する2名以上の株主は、直接、招集手続を行い株主総会を招集することができます。

なお、定時株主総会の招集通知期間は株主全員の同意により、臨時株主総会の招集通知期間は95%の議決権を有する株主の同意により、短縮又は省略することができます。

3. 定足数、決議等

(1) 定足数

株主が1人である場合を除き、株主総会の定足数は、会社法上、(議決権の割合を問わず)2名以上の株主の出席が必要とされています。もっとも、会社では、実務上、会社法の規定とは異なる定足数を定款において別途規定している場合も多くあります。

(2) 決議要件及び決議方法

普通決議は出席株主の議決権総数の過半数の賛成により、特別決議事項は75%以上の賛成により、承認されることとなります。

議決権の行使方法は、会社法上、挙手又は投票の方法により行われます。挙手の場合には、保有する議決権数にかかわらず、1人あたり1議決権、投票の場合には、各株主がその保有する議決権株式数に応じた議決権を有するものとして取り扱われます。5人以上の株主、5%以上の議決権又は発行済株式を保有する単独若しくは複数の株主の請求により、挙手ではなく、投票の方法で議決権を行使することができます。今回の改正により、投票を請求できる議決権又は発行済株式の割合が10%から5%に引き下げられました。もっとも、頭数による投票では過半数を出資する株主も1議決権しか保有できないことになるため、実務上は定款において、株主総会の決議は常に投票の方法による旨を規定している場合が多いです。

(3) 委任状(proxy)

株主が総会に出席できない場合、第三者に自己の議決権の行使を委任することができます。改正前は、原則として、議決権行使代理人は 2 人まで、かつ、議決権の行使方法が挙手の場合には、代理人による議決権行使ができないとされていましたが、新会社法では、複数の顧客のために株式を保有する金融機関等が 3 人以上の議決権行使代理人を指名することができ、挙手の場合にも代理人による議決権行使が可能となりました。

(4) 書面決議

改正前では、非公開会社に限り、株主総会における書面決議が認められていましたが、今回の改正により、非公開会社に加え、上場していない公開会社についても書面決議が認められることになりました。

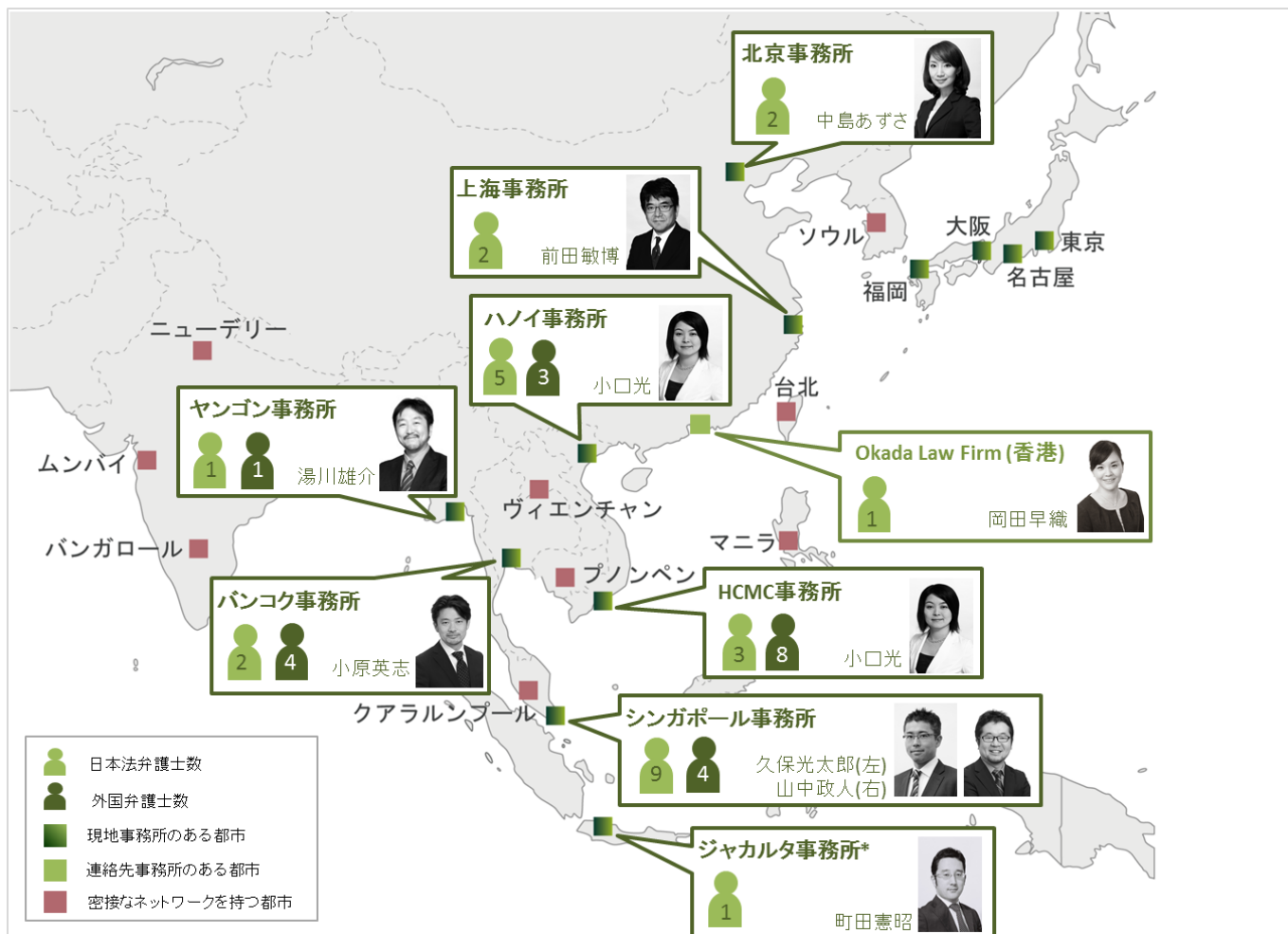
- 1 定款により招集通知から総会までの日数をより長期とすることも可能ですが、短縮することはできません。
- 2 招集通知及び添付書類等を株主に対して書面で物理的に送付する必要がなくなるため、株主総会の招集手続が大幅に効率化されたといえます。もともと、招集通知等の電子化にあたっては、各株主からの個別の合意に基づくことが原則とされています。但し、定款において、招集通知等を電子化する旨、通知方法、株主に対して一定期間内に通知方法について選択する機会が付与され、かつ、株主が一定期間内に選択権を行使しなかった場合には、同意したものとみなされる、と規定されています。詳細は、下位規範で定められる予定です。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

[佐藤 正孝](#)



西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



バンコク事務所
Tel: +66-2-168-8228
E-mail: info_bangkok@juristsoverseas.com

小原英志(代表)、下向智子
ジラボン・スリワット、アティターンポーン・
ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブオーム
アピンヤー・サーンティカセーム

北京事務所
Tel: +86-10-8588-8600
E-mail: info@juristsoverseas.cn

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

上海事務所
Tel: +86-21-6171-3748
E-mail: info_shanghai@juristsoverseas.cn

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

ハノイ事務所
Tel: +84-4-3946-0870
E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com

小口光、武藤司郎、福沢美穂子、廣澤太郎
柳瀬ともこ、グエン・ティ・タン・フォン
ブイ・ヴァン・クワン、グエン・トウアン・アン

ホーチミン事務所
Tel: +84-8-3821-4432
E-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com

大矢和秀、平松哲、今泉勇
ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック
チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン
カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン
マリア・グレンダ・ラミレス、レ・ティ・タン・マイ

ジャカルタ事務所* *提携事務所
Tel: +62-21-2933-3617
E-mail: info_jakarta@juristsoverseas.com

町田憲昭

シンガポール事務所
Tel: +65-6922-7670
E-mail: singapore@juristsoverseas.com

久保光太郎(共同代表)、山中政人(共同代表)
宇野伸太郎、佐藤正孝、煎田勇二、桜田雄紀
眞榮城大介、吉本智郎、早川皓太郎、イカング・ダーヤント
シャロン・リム、ディーパク・シンマー、メリッサ・タン・スー・イン

ヤンゴン事務所
Tel: +95-(0)1-382632
E-mail: info_yangon@juristsoverseas.com

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン

Okada Law Firm (香港) *関連事務所
Tel: 080-9042-4590
E-mail: s_okada@jurists.co.jp

岡田早織(代表)

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。